

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年1月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について  
議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について  
議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議第 4号 事業計画変更申請について  
議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議第 7号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について  
議第 8号 特定農地貸付け承認申請について  
議第 9号 農地利用集積円滑化事業規程の変更承認に係る意見について

- 報告事項 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について  
報第 2号 農政対策部会の結果報告について  
報第 3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について  
報第 4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について  
報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

## 出席委員 31名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員  | 3番 嘉 藤 太加雄 委員  |
| 4番 藤 田 吉 則 委員  | 5番 栗 原 一 郎 委員  |
| 6番 野 崎 文 夫 委員  | 7番 五十嵐 秀 一 委員  |
| 8番 蒲 澤 正 委員    | 9番 大 桃 伸 之 委員  |
| 10番 眞 野 薫 委員   | 12番 大 竹 正 信 委員 |
| 13番 原 正 利 委員   | 14番 羽 生 俊 昭 委員 |
| 15番 刈 屋 一 夫 委員 | 16番 佐 藤 満 委員   |
| 17番 捧 譽 委員     | 18番 内 山 清 委員   |
| 19番 佐 藤 裕 雄 委員 | 20番 村 井 善一郎 委員 |
| 21番 阿 部 新一郎 委員 | 22番 阿 部 眞佐雄 委員 |

23番 田 邊 稔 委員      25番 清 野 秀 作 委員  
26番 星 野 英 治 委員      27番 内 山 敏 雄 委員  
28番 渡 邊 勝 夫 委員      29番 熊 倉 睦 委員  
30番 原 田 勝 委員      31番 小 林 茂 宏 委員  
32番 坂 井 浩 行 委員      33番 横 山 一 雄 委員  
34番 廣 川 哲 也 委員

欠席委員      3名

2番 村 山 佐喜雄 委員      11番 坂 井 良 雄 委員  
24番 阿 部 銀次郎 委員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	清 水 学
経営基盤係副参事	渡 辺 正 美
経営基盤係主任	長谷川 義 隆
経営基盤係 一般任用主事	左 居 香

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

定刻になりましたので、これより1月の定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席31名、欠席3名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。3番、嘉藤太加雄委員、18番、内山清委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、本来であれば、議第1号及び議第2号の審議に当たり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、議長を2番、村山佐喜雄会長代理に交代し、私は退席させていただくところでございますが、冒頭報告させていただいたとおり、村山会長代理については現在入院療養中で議長を務めることができないため、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書きに「総会の同意があったときは、この限りでない」となっておりますので、皆様の同意をいただいで、議長として議事を進行してまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、同意をいただきましたので、引き続き議長を務めさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

なお、21番、阿部新一郎委員、25番、清野秀作委員、27番、内山敏雄委員、以上の委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(「いてもらってもいいんじゃないですかね」の声あり。)

議長(野崎会長)

今、廣川委員のほうから話しありましたが、私が残るということで退席しなくともいいんじゃないかということでございますので、このまま着席を願ひまして、議事進行に入らせていただきます。

申しおくれましたが、第14条、「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。ただし、総会の同意があったときは、この限りでない」ということで、退席は必要ないということと皆さんご理解願ひたいと思います。

皆様に同意お願ひしたいのですが、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

では、異議ないということで議事進行に入らせていただきます。

それでは、事務局、説明願ひます。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明を申し上げます。1ページをご覧願ひます。今月の申請は2件で、合計面積9,191㎡であります。

なお、いずれも先ほど開催をされました農地銀行運営委員会であっせん委員より報告をいただいた案件であります。

509番は、東鱒田地内の農地1筆、2,979㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

510番は、東大崎2丁目地内の農地7筆、6,212㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明を申し上げます。

32ページをご覧願ひます。今月の申請は、新規設定46件、面積34万3,406.69㎡、再設定49件、面積18万6,456㎡、合計では95件、面積52万9,862.69㎡であります。

それでは、戻りまして、2ページの511番から順にご説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

511番から9ページの531番までの21件は相対で、それぞれ新規に利用権を設定するものであります。

5 1 1 番は、石上 3 丁目地内の農地 2 筆、1, 8 0 1 m<sup>2</sup>。

5 1 2 番は、中新地内の農地 9 筆、4, 9 3 5 m<sup>2</sup>。

5 1 3 番は、南中地内の農地 3 筆、3 4 0. 7 9 m<sup>2</sup>。

5 1 4 番は、新屋地内の農地 2 筆、2, 0 7 5 m<sup>2</sup>。

5 1 5 番は、塚野目地内ほかの農地計 2 筆、3, 0 2 0 m<sup>2</sup>。

5 1 6 番は、大宮新田地内の農地 6 筆、5, 1 7 7 m<sup>2</sup>。

5 1 7 番は、棚鱗地内の農地 2 筆、8, 3 7 3 m<sup>2</sup>。

4 ページをお願いいたします。5 1 8 番は、西本成寺 1 丁目地内ほかの農地計 1 4 筆、9, 2 4 1 m<sup>2</sup>。

5 1 9 番は、塚野目 1 丁目地内の農地 4 筆、6, 6 2 9 m<sup>2</sup>。

5 2 0 番は、塚野目地内ほかの農地計 9 筆、1 万 6 m<sup>2</sup>。

5 2 1 番は、田屋地内の農地 4 筆、8, 9 3 3 m<sup>2</sup>。

5 2 2 番は、新光地内の農地 2 筆、2, 0 1 6 m<sup>2</sup>。

6 ページをお願いいたします。5 2 3 番は、鶴田地内ほかの農地計 9 筆、1 万 1, 8 1 8 m<sup>2</sup>。

5 2 4 番は、西潟地内ほかの農地計 1 3 筆、1 万 2, 0 3 4 m<sup>2</sup>。

5 2 5 番は、東大崎 1 丁目地内の農地 2 筆、1, 8 2 7 m<sup>2</sup>。

5 2 6 番は、代官島地内の農地 7 筆、6, 1 3 6 m<sup>2</sup>。

5 2 7 番は、代官島地内ほかの農地計 6 筆、3, 6 6 0 m<sup>2</sup>。

8 ページをお願いいたします。5 2 8 番は、井戸場地内の農地 1 筆、1, 0 2 1 m<sup>2</sup>。

5 2 9 番は、濁沢地内の農地 6 筆、7, 0 0 2 m<sup>2</sup>。

5 3 0 番は、栗林地内の農地 1 1 筆、1 万 7 9 7 m<sup>2</sup>。

5 3 1 番は、吉田地内の農地 6 筆、1 万 7 0 1 m<sup>2</sup>。

以上、2 1 件は相対で、新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。

次の 5 3 2 番から 1 8 ページの 5 5 6 番までの 2 5 件、合計面積 2 1 万 5, 8 6 3. 9 0 m<sup>2</sup>は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に利用権を設定するものであります。

それでは、5 3 2 番から順にご説明をいたします。5 3 2 番は、嘉坪川地内ほかの農地計 1 3 筆、1 万 9, 8 3 9 m<sup>2</sup>。

1 0 ページをお願いいたします。5 3 3 番は、大宮新田地内の農地 5 筆、4, 8 1 6. 9 9 m<sup>2</sup>。

5 3 4 番は、大島地内ほかの農地計 1 1 筆、6, 7 4 1 m<sup>2</sup>。

5 3 5 番は、東鱈田地内の農地 7 筆、1 万 3, 6 3 9 m<sup>2</sup>。

5 3 6 番は、柳川新田地内ほかの農地計 6 筆、7, 8 0 2 m<sup>2</sup>。

5 3 7 番は、東大崎 1 丁目地内ほかの農地計 9 筆、9, 7 8 2 m<sup>2</sup>。

1 2 ページをお願いいたします。5 3 8 番は、山王西地内の農地 2 筆、2 万 1, 1 0 2 m<sup>2</sup>。

5 3 9 番は、山王西地内の農地 3 筆、2 万 1, 8 3 9 m<sup>2</sup>。

540番は、北潟地内の農地2筆、4,855㎡。  
541番は、鬼木地内の農地2筆、7,057㎡。  
542番は、鬼木地内の農地2筆、428㎡。  
543番は、鬼木地内の農地3筆、355.30㎡。  
544番は、鬼木地内ほかの農地計4筆、1,136㎡。  
14ページをお願いいたします。545番は、鬼木地内の農地2筆、185㎡。  
546番は、鬼木地内の農地1筆、1,592㎡。  
547番は、渡前地内の農地1筆、4,687㎡。  
548番は、駒込地内の農地14筆、1万1,495㎡。  
549番は、駒込地内ほかの農地計9筆、8,090.61㎡。  
550番は、大平地内の農地3筆、5,767㎡。  
16ページをお願いいたします。551番は、大平地内の農地4筆、4,896㎡。  
552番は、大平地内の農地5筆、1万1,375㎡。  
553番は、大平地内の農地3筆、5,826㎡。  
554番は、飯田地内の農地6筆、9,026㎡。  
555番は、江口地内の農地12筆、1万6,770㎡。  
18ページをお願いいたします。556番は、江口地内の農地8筆、1万6,762㎡。

以上、25件は新潟県農林公社が新規に利用権を設定するものであります。

次の557番から32ページの605番までの49件につきましては再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第1調査部会長は、私の隣に着席願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、1月24日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時16分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転2件、新規設定46件、再設定49件、合計件数97件、面積53万9,053.69㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権

設定をする案件以外の72件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする25件につきましてもいずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限がありますが、議第1号と同様、退席しないことで同意していただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議なしということで、そのままお願いしたいと思います。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明をいたします。

38ページをご覧ください。今月、三条市長から意見を求められている案件は新規設定18件、面積21万5,863.90㎡、利用権移転1件、面積1,813㎡、合計では19件、面積21万7,676.90㎡であります。

それでは、33ページにお戻りいただき、1番から順にご説明をいたします。

なお、議第2号参考といたしまして、平成29年12月15日現在の借り受け希望者リストを送付させていただいておりますが、議案の35ページの12番の借り受け人ほか1名の方については12月15日現在の借り受け希望者リストには掲載をされておられません。今後予定しております臨時募集に応募され、配分計画の県公告予定日の平成

30年3月30日までに登載される予定となっております。

それでは、配分計画（案）についてご説明をいたします。33ページをご覧ください。一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほどご審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。なお、借り受け人、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、議第1号の532番、嘉坪川地内の農地2筆、1,520㎡。

2番は、同じく532番、塚野目3丁目地内の農地1筆、1,011㎡。

3番は、同じく532番、大宮新田地内の農地2筆、3,213㎡。

4番は、同じく532番、大宮新田地内の農地3筆、6,069㎡。

5番は、532番及び533番、大宮新田地内の農地7筆、8,842.99㎡。

6番は、同じく532番及び533番、大宮新田地内の農地3筆、4,000㎡。

34ページをお願いいたします。7番は、534番、荻島地内ほかの農地計11筆、6,741㎡。

8番は、535番、東鱒田地内の農地6筆、1万3,639㎡。

9番は、536番、牛ヶ島地内ほかの農地計3筆、4,026㎡。

10番は、同じく536番、東大崎地内ほかの農地計3筆、3,776㎡。

11番は、537番、東大崎1丁目地内の農地9筆、9,782㎡。

12番は、538番及び539番、山王西地内の農地5筆、4万2,941㎡。

13番は、540番、北潟地内の農地2筆、4,855㎡。

14番は、541番、542番、543番、544番、545番及び546番、鬼木地内ほかの農地計14筆、1万753.30㎡。

15番は、547番、渡前地内の農地1筆、4,687㎡。

16番は、548番、549番、550番、551番、552番及び553番、駒込地内ほかの農地計38筆、4万7,449.61㎡。

17番は、554番、飯田地内の農地6筆、9,026㎡。

18番は、555番及び556番、江口地内の農地20筆、3万3,532㎡。

以上18件は、それぞれ記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとさせていただきます。

次の19番は、28年10月の総会におきまして異議ないもとして28年12月に県公告がなされた利用配分計画のうち、記載の荒沢地内の農地2筆、1,813㎡について耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定18件、利用権移転1件、合計件数19件、面積21万7,676.90㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

39ページをご覧ください。今月の申請は1件で、面積2,218㎡であります。

58番は、曲谷地内の農地4筆、2,218㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、合計件数1件、面積2,218㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を

受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

40ページをご覧ください。今月の申請は1件で、面積991㎡であります。

16番は、須戸新田地内の農地1筆、991㎡を売買により取得し、事務所1棟及び駐車場24台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円でございます。場所につきましては、井栗公民館北側1、100m付近で、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては議第6号の72番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数1件、面積991㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いいたします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

41ページをご覧願います。今月の申請は1件で、面積421㎡であります。

11番は、嘉坪川1丁目地内の農地7筆、421㎡を住宅1棟及び通路の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、第二中学校北東200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数1件、面積421㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただい

ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

46ページをご覧ください。今月の申請は15件で、合計面積2万6,273.76㎡であります。

42ページにお戻りをお願いいたします。72番は、先ほどご審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の16番でご説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

73番は、林町2丁目地内の農地2筆、1,970㎡を売買により取得し、宅地分譲地10区画の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、第二中学校北西150m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

74番は、横町2丁目地内の農地9筆、8,854㎡を売買により取得し、宅地分譲地37区画、公園1カ所、調整池1カ所、ごみ置き場2カ所及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円あります。場所につきましては、三条市役所第二庁舎東側100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

75番は、東裏館3丁目地内の農地1筆、983㎡を賃貸借権の設定により、職員駐車場40台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、特別養護老人ホームうらだての里北側隣接地で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

76番は、南四日町4丁目地内の農地1筆、250㎡を賃貸借権の設定により、三条市発注の雨水対策工事に伴う資材置き場の用地として、平成30年2月1日から平成30年5月31日まで、一時転用地として利用したいものでございます。場所につきましては、嵐南公民館南西200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

77番は、西本成寺2丁目地内の農地6筆、3,825㎡を賃貸借権の設定により、貸し店舗2棟、駐車場55台及び緑地の用地として利用したいものでございます。場所

につきましては、三条ものづくり学校西側600m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

78番は、直江町4丁目地内の農地7筆、1,994㎡を売買により取得し、宅地分譲地10区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号直江町3丁目交差点西側400m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

79番は、東新保地内の農地2筆、1,978㎡を売買により取得し、宅地分譲地10区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、三条駅南東100m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

44ページをお願いいたします。80番は、曲渕2丁目地内の農地2筆、40.81㎡を売買により取得し、北側既存宅地及び雑種地1,275.43㎡と一体利用し、宅地分譲地5区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、月岡小学校北側600m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

81番は、曲渕3丁目地内の農地1筆、847㎡を売買により取得し、宅地分譲地4区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、県立三条高等学校北東350m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

82番は、箆場地内の農地1筆、1,021㎡を売買により取得し、社員駐車場34台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、大崎浄水場南西100m付近で、業務施設等が連たんする区域内的の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

83番は、上須頃地内の農地3筆、491㎡を売買により取得し、南側既存宅地及び雑種地124.05㎡と一体利用し、建て売り住宅3棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、須頃小学校北西500m付近で、住宅等が連たんする区域内的の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

84番は、中島地内の農地2筆、716㎡を売買により取得し、西側既存宅地46.27㎡と一体利用し、住宅1棟、事務所1棟及び駐車場6台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号荻島交差点西側600m付近で、住宅等が連たんする区域内的の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

85番は、福島新田地内の農地23筆、2,147.95㎡を売買により取得し、南側既存雑種地及び原野5,796.60㎡と一体利用し、事務所兼工場1棟及び浄化槽

1基、通路及び駐車場20台等の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、三条市栄野球場東側400m付近で、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

46ページをお願いいたします。86番は、帯織地内の農地1筆、165㎡を売買により取得し、東側既存宅地234.32㎡と一体利用し、既存住宅1棟、物置1棟及び駐車場4台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、帯織駅西側200m付近で、300m以内に駅がある農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数15件、面積2万6,273.76㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、74番及び77番を除き、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、なお、74番、77番は県農業会議に諮問し、答申があった後に許可といたします。その他は全件許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』ご説明をいたします。

47ページをお願いいたします。最初に、三条地区の案件についてご説明をいたします。三条地区でご審議をいただく案件は、重要変更2件であります。

1番は、申請者、〇〇〇〇であります。位置につきましては、48ページの変更箇所詳細図をご覧ください。申請土地は、東本成寺304番1ほか1筆、1,918㎡であります。地目は田でございます。変更理由につきましては、事業拡大に伴い、店舗の増築等を行わなければならないことから、駐車場に不足を来したことから、隣接する敷地を拡張するものでございます。位置選定に当たり、現店舗に隣接する当該地を選定したものであります。施設の概要は、駐車場72台であります。

2番は、申請者、〇〇〇〇であります。位置につきましては、49ページ、変更箇所詳細図をご覧ください。申請土地は、西本成寺206番1ほか1筆、地目は田、面積1,235㎡でございます。変更理由は、現在自宅を事務所として利用しており、事業拡大に伴い、資材置き場等に不足を来していることから、当該地に事務所、倉庫、資材置き場を設置したいため、変更を行うものでございます。位置選定に当たり、現事務所を兼用する自宅周辺は住宅地に囲まれており、拡張できないため、用途地域等で用地の検討をいたしました。協力が得られなかったため、周辺農地に影響の少ない自己所有地を選定されたものでございます。施設の概要は、事務所1棟、倉庫1棟、駐車場11台、資材置き場・通路等となっております。

次に、下田地区の案件についてご説明をいたします。50ページをお願いいたします。下田地区でご審議をいただく案件は、重要案件1件であります。

申請者は、〇〇〇〇であります。申請位置につきましては、51ページ、変更箇所詳細図をご覧ください。申請土地は、荻堀2032番ほか1筆、地目は田、面積2,751㎡でございます。変更理由は、事業拡大に伴い、砂利置き場等の拡張を行うため、変更を行うものでございます。位置選定に当たりましては、現在の砂利置き場に隣接した当該地を選定されたものでございます。施設の概要は、資材置き場、通路・回転広場となっております。

次に、現在事業実施中であり、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の変更を伴う三条地区の案件についてご説明をいたします。52ページをお願いいたします。ストックマネジメント事業の変更を伴う三条地区の案件は、重要案件8件であります。

1番は、申請者、〇〇〇〇であります。位置につきましては、53ページ、変更箇所詳細図をご覧ください。申請土地は、白山新田2番ほか1筆、地目は田、面積1,007㎡でございます。変更理由は、事業拡大に伴い、資材置き場に不足を来していることから、資材置き場の拡張を行うため、変更を行うものでございます。位置の選定に当たりましては、既存施設との連携を考慮し、隣接する当該地を選定されたものであります。施設の概要は、資材置き場となっております。

2番は、申請者、〇〇〇〇であります。位置につきましては、54ページ、変更箇所

詳細図をご覧いただきたいと思います。申請土地は、麻布202番1ほか1筆、地目は田で、面積2,568㎡でございます。変更理由は、事業拡大に伴い、現社屋等が手狭であることから、敷地拡張を行うため、変更を行うものでございます。位置選定に当たりましては、既存施設に隣接する当該地を選定されたものであります。施設の概要は、事務所・工場、倉庫、来客及び従業員駐車場となっております。

3番は、申請者、〇〇〇〇であります。位置につきましては、55ページ、変更箇所詳細図をご覧いただきたいと思います。申請土地は、塚野目2199番1ほか1筆、地目は田、面積2,022㎡でございます。変更理由は、事業拡大に伴い、既存駐車場に工場を建設することになり、不足を来す駐車場を確保するため、変更を行うものでございます。位置選定に当たりましては、既存施設に隣接する当該地を選定されたものであります。施設の概要は、駐車場80台となっております。

4番は、申請者、〇〇〇〇であります。位置につきましては、56ページ、変更箇所詳細図をご覧いただきたいと思います。申請土地は、籠場214番1ほか1筆、地目は田、面積1,826㎡でございます。変更理由は、事業拡大に伴い、社屋の現地改築ができないため、新社屋の建設を行うため、変更を行うものでございます。位置選定に当たりましては、昨年11月に許可を受けた隣接地とあわせて開発できるよう当該地を選定されたものであります。施設の概要は、新社屋1棟となっております。

5番は、申請者、〇〇〇〇であります。位置につきましては、57ページ、変更箇所詳細図をご覧いただきたいと思います。申請土地は、上保内甲807番1ほか10筆、地目は田、面積7,521㎡でございます。変更理由は、事業拡大に伴い、倉庫が手狭になったことから、倉庫を増設するため、変更を行うものでございます。位置選定に当たり、既存施設に隣接する当該地を選定されたものであります。施設の概要は、倉庫1棟、駐車場35台、通路・回転広場等となっております。

6番は、申請者、〇〇〇〇であります。位置につきましては、58ページ、変更箇所詳細図をご覧いただきたいと思います。申請土地は、大宮新田301番1ほか8筆、地目は田、面積1万2,037㎡でございます。変更理由は、事業拡大に伴い、工場及び倉庫が手狭になったことから、工場及び倉庫を増設するため、変更を行うものでございます。位置選定に当たり、既存施設に隣接する当該地を選定されたものであります。施設の概要は、工場1棟、倉庫1棟、駐車場42台等となっております。

7番は、申請者、〇〇〇〇であります。位置につきましては、59ページ、変更箇所詳細図をご覧ください。申請土地は、東大崎1丁目551番4ほか2筆、地目は田、面積322㎡でございます。変更理由は、分家住宅を建設するため、変更を行うものでございます。位置選定に当たり、親の面倒等も考慮し、実家から近距離にある親所有の当該地を選定したものであります。施設の概要は、住宅1棟、駐車場及び通路となっております。

8番は、申請者、〇〇〇〇であります。位置につきましては、60ページ、変更箇所詳細図をご覧いただきたいと思います。申請土地は、鶴田2丁目118番3ほか3筆、地目は田、面積2,001㎡でございます。変更の理由は、事業拡大に伴い、倉庫が手

狭になったことから、倉庫を増設するため、変更を行うものでございます。位置選定に当たりましては、既存施設に隣接する当該地を選定したものであります。施設の概要は、倉庫1棟及び旋回広場となっております。

以上、合計11件であります。ご審議の上、意見決定賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いいたします。

12番、大竹正信則委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、三条地区、件数2件、面積3,153㎡、下田地区、件数1件、面積2,751㎡、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の変更に伴う三条地区の案件8件、面積2万9,306.08㎡、合計件数11件、合計面積3万5,210.08㎡で、現地調査を含む書類審査を行い、全件変更やむを得ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

清野秀作委員。

25番（清野秀作委員）

農業のストックマネジメント事業についてお聞きします。

58ページの〇〇〇〇あたりに、私の知る由ではありませんけど、変更して換地して。当初は、2年前ですか、1年か2年、補助金がもらえるということをつくったのですが、今度は許可が出ないということで、今言ったストックマネジメント。それで、私は当分また何年か時間かかります。また、この前の何月でしたか、許可出たよという話になりまして、今度はこのことが遅まきながら届いたというのです。

私が聞きたいのは、ここまで長いと、また今度1からスタートするのかなと。私たちでまた10年ぐらい進行がおくれるということらしいのですが、それをちょっと今お聞きしたいと思っております。

事務局（清水事務局長）

本件につきましては、昨年の3月の総会の際に、29年度から竈場から北側に向かって、いわゆる嵐北地区と言われるところです。ストックマネジメント事業が入って、基本的には基盤整備事業として扱われるので、農振除外というのが非常に厳しくなるということを私のほうから3月の定例総会の際にご説明をさせていただいたところでございま

して、この際に、とはいっても議会でも阿部議員さんのほうから質問あったかと思うのですが、そういった形で何でもかんでもそういったものが要は基盤整備となって動けなくなるようなことは、三条市全体にとっては非常によくないことなのでということで、議会からもそういったお話もあつたりしたものですから、執行部のほうで県のほうにお願いをして、一応事業実施中について、事業の受益地から外すことができれば、受益地になっていなければ、農振の変更も考えることができるという中で、いろいろ今回農林課のほうに相談が来ていた案件がこの8件だったというふうに聞いております。県と協議の中でこの8件については、要は今後ストックマネジメント事業の受益地から外した上で農振の変更を行っていきましょうということで県と話がついたというふうに聞いておりました、その際に今ほかの、三条地区2件出ていますけども、これの変更手続を行うということで、基本的には農業委員会や土地改良区のこの意見を聞くことができないものですから、あわせて一緒に手続として今回そういった面積の変更を伴うものとして意見照会があつたこととなります。

それで、先ほど清野委員さんが言われた今後10年というのは、ストックマネジメント事業、29年から31年までの事業だったというふうに承知しているのですが、32年3月に完了して、完了の翌年度から基本的には8年間は農振除外はできないと。ただ、今回事業を完了してからではない、完了前でございますので、そこで県と相談をさせていただいたというのが実態でございます。ですから、これが、ストックマネジメント事業が完了してしまうと、今後は基本的に今の農振の関係の通達等が変わらない限りは8年はまず動かすことができないということになるというふうに私のほうは思っております。

以上、そんなところで、今回また皆さんのところへもご相談等があるのかもしれませんが、その際には一応所管が農林課になりますので、農林課にまずは相談をしてほしいということで伝えていただければと思います。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第1調査部会長は、自席へお戻りになってください。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『特定農地貸付け承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第8号『特定農地貸付け承認申請について』ご説明をいたします。

61ページをご覧ください。申請者は、〇〇〇〇、〇〇〇〇であります。本件につきましては、市民農園の開設に当たりまして、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条に基づき、承認申請があったものでございます。

本日、議第8号の参考といたしまして、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の抜粋を配付させていただきましたので、ご覧をお願いをいたします。また、裏面に位置図もつけさせていただいておりますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

今回貸し付けを行う土地は、東三条駅南西200m付近に位置する現況、畑、3,441㎡であります。

農業委員会では、農地法等の特例に関する法律第3条第3項各号の要件に該当すると認めるときは承認するものとされており、62ページの事業計画書等から、その位置、規模、募集の方法等、第3条第3項各号に該当するものと考えられます。

なお、62ページの事業計画書の「3の事業内容」のうち、2段目の「貸付期間」と一番下の段の「開設予定期間」が「平成30年4月1日から平成30年12月31日」となっておりますが、本事業計画書については本年の計画書を添付されたということで、申請者及び協定を締結した三条市からは毎年4月1日から12月31日に開設をし、貸し付けを行うものであると説明を受けております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第8号につきましては、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第9号『農地利用集積円滑化事業規程の変更承認に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第9号『農地利用集積円滑化事業規程の変更承認に係る意見について』ご説明をいたします。

本議案につきましては、昨年6月の総会におきまして農業委員会等に関する法律の改正に伴う名称変更のため、必要な改正を行うことに対し、「変更を適当と認める」として意見を付したものでございますが、「にいがた南蒲農業協同組合」から三条市長に対し、「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い変更すべき改正の一部が済んでいなか

ったため、改めて変更承認が提出されたもので、これに伴いまして、三条市長より当農業委員会に対し意見を求められたものであります。

70ページをご覧ください。変更箇所につきましては、第4条第1項及び第2項の下線部の箇所を変更するというものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第9号につきましては、この規程の変更を適当と認めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告をお願いいたします。

農政対策部会長は、私の隣に着席願います。

15番、刈屋一夫委員。

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

改めましておはようございます。それでは、農政対策部会の報告をいたします。

12月の総会で付託を受けました平成30年度農作業賃金・機械作業料金についての審議を行うため、1月19日午後1時30分から厚生福祉会館第2集会室において、野崎会長からも出席をいただき、農政対策部会を開催いたしました。

12月総会において農業委員から、機械作業料金については消費税抜きの価格も表記してほしいというご意見があったほか、農作業の委託者や受託者などから広く意見を聞いた上で料金を設定してほしいというご意見がありました。このことにつきましては、農業委員の担当地域の中でご意見があれば、1月16日までにお寄せいただきたいところですが、特に意見はございませんでした。

それでは、以上のことを踏まえた協議の結果についてご報告いたします。標準額を決めるに当たりましては、三条市近隣の市町の農業委員会が設定した平成29年度の標準額、新潟県最低賃金、消費者物価指数などの資料をもとに協議いたしました。

それでは、お手元に配付してあります「平成30年度農作業賃金・機械作業料金等標準額」の資料をご覧ください。

まず、裏面の平成29年度の近隣市町の農作業賃金及び機械作業料金標準額をご覧ください。近隣の標準額と比べますと、三条市は各作業料金とも高目に設定されています。また、資料は配付していませんが、物価の動向につきましては三条信用金庫さんが公表している消費者物価指数では前年同月比0.3%の増、ほぼ横ばいの状況になっております。これら近隣の状況や物価の動向などから、前年度と同額が妥当であると判断いたしました。ただし、学生アルバイトにつきましては新潟県の最低賃金を下回らないよう、200円アップの6,300円といたしました。消費税については、税込み、税抜き、両方を表記することとし、上段は税込み、下段の括弧内は税抜きといたしました。ご承知のとおりこの標準額は、あくまでも参考にお示しするものであります。圃場の条件などを考慮し、双方の話し合いで決めてもらうことが基本であります。

続きまして、先般農業委員から下限面積の引き下げについての検討要望がありました。それでは、お手元に配付してあります「下限面積（別段の面積）設定にかかる検討資料」をご覧ください。

資料3ページにありますように、2015年農林業センサスの結果から、経営規模50a未満の農家数の割合は28%であり、40%を下回っていることと、また現在新規就農者から下限面積の引き下げ要望がないため、現時点では別段面積を設定せず、今後の新規就農者の状況や市の就農支援施策の状況を見ながら、改めて検討することとしました。

続きまして、お手元に配付してあります平成29年三条市賃借料情報をご覧ください。こちらは、平成29年1月から12月までの1年間に締結されました賃借契約をまとめたものであります。今回は、平成29年10月から12月までの3カ月間についても括弧内で表記することとしました。3カ月間の平均締結額と年間の平均締結額を比べますと、ほぼ同額となっていることから、米の直接支払交付金の廃止に伴い、賃借料を減額するという傾向は見られないようであります。地区別の契約件数は、次のページのとおりとなっております。

以上で農政対策部会の報告を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言をいただきたいと思います。

9番、大桃委員。

9番（大桃伸之委員）

今、消費税の対応について説明がありました。対応していただきまして、まことにありがとうございます。また、これから農業委員の見方としていろんなところから声がかけられますので、それにあわせて対応のほうしていきたいと思っております。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、廣川委員。

### 3 4 番（廣川哲也委員）

ご苦労さまでした。慎重審議していただきまして、ありがとうございました。

その中で、まず農作業賃金、機械作業料金等のことについてですけども、引き下げていただく、検討してもらいたいというようなことを申し上げたつもりでしたんですけども、よく伝わらなかったようですので、改めて申し上げたいと思います。

それと、賃金の消費税込み、抜きの表示のことですけども、私とすれば表示の料金等は税抜きで決めていただいて、消費税については支払い時にそれぞれが、おのおのが請求書なり支払ってもらふなりという形をとっていただきたいと思います。要するに税込みで金額を決定するという、そういうのではなく、消費税は変わるということも踏まえれば、税抜きで金額を決定して、消費税については請求するとき、支払うときにそれぞれが、おのおのがしてもらふという形をとってもらいたいというふうに思います。今年のことについては、これ以上申し上げるつもりはございませんが、来年以降、それらを踏まえて対応をとっていただきたいというふうに思います。

それから、下限面積、別段面積の件でございますが、ここに、2 ページの 2 番に新規就農者などから下限面積の引き下げについて要望がないためというふうに書いてありますが、ここに書いてあるとおり、新規就農を促進するためにも下限面積を検討してもらいたいというのがお願いをした趣旨でございますので、これも来年度に向けて審議を詰めてもらいたい。この農林業センサスの云々なんていうことを掲げられますと、一生変わらないということを書いたようなものでございますので、この辺のところはちょっと認識を改めていただきたいと思いますし、最後のページに宮崎県えびの市の空き家対策に関係した記載もありますけれども、実際空き家を売りに出したと。それに農地が付随していて、その扱いに困ったという例も聞き及んでおります。そういうことについても問題が発生する前に対応を考えていただきたいということも申し添えて、あわせてお願いをしたいと思います。

それと、いわゆる 50 a の下限面積によって非常にこちらで新規就農で、その面で苦勞されたという話も聞いておりますので、そういう話は聞いていないということを書かれますと、なかなかないのを証明するというのは難しいですから、余り説明なかったのではないかなというふうに思います。

皆さんご苦勞して決めていただいたのを後からいちゃもんつけるような形で申しわけないのですが、来年に向けてご検討いただきたいと思います。

あと、三条市の賃借料情報ですが、ここに平均締結額は単純平均ではなく、締結件数を加味した加重平均ですと、締結書に今年は書いてありますけども、私がかねてから申し上げていたのは、面積を加えて加重平均としなければ加重平均の意味はないだろうということで毎回言っていたのですけども、そのことについても来年度以降検討していただきたいと。なかなかこれは簡単にはならないというような話も聞きますけれども、今の世の中ですから、そんなに難しくないとしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

貴重な意見、ありがとうございました。

この件につきましては、また新体制に入ってからとか、さっき廣川委員さんが言われたような内容の中で細かくやっていかなければ、この農業委員会が成り立つことはないのではないかなと私自身もそう思います。

それで、一応回答は廣川委員さん。また、局長のほうから説明させていただきます。

事務局（清水事務局長）

このことについて、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、下限面積については、新規就農サイドから引き下げ要望がないためということではなくて、要は農林課と相談した中で、新規就農に当たって市が積極的な施策をどういふうにいくのかということで聞いたりしまして、今新規就農に当たっては県の新規就農の補助金もらったりというのはあるのですが、それは基本的には経営という中でやっていく。このほかに農業者が減っているので、まず今三条市の取り組みは農業サポーターということで農業に携わってもらって、そこから農業に対する魅力を感じてもらった上で新規就農につなげていく。ですから、今入り口部分の施策をつくってやるという、その次のステップはまだないということで、そういったものも農林課と相談をやりながら、畑で20aというのは非常にハードルが高いですので、そういったものも農林課と相談をさせていただきながら、またさらに検討をさせていただければということで会合の席上でもお願いをしたもので、この要望がないためというのは表現が欠けていたのでございましたので、結果はそのようにしたいと。

それから、あわせまして、作業料金を今ほど消費税抜きで表示をしてほしいということでございますが、消費税法の中で改定があって、基本的には内税方式ということで価格全体で、うち表示は消費税幾らなのか、消費税抜きは幾らなのかというような表示方法はということで、基本的には行政が出すものでございますので、法に基づいた形の表記をさせていただいたということでございます。

あと、いろいろ先行きの討論であるとか、ご要望いただきましたので、これについては会長が申し上げたとおり、また新たな組織の中でもさらに検討を加えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

34番（廣川哲也委員）

要望の主旨が伝わっていないようなので、補足すると農対での価格決定時は税抜きで決定していただきたいと思います。

表示は、消費税込みを併記するのは支障がないのですが、是非税抜きで幾らにするという相談をしてもらいたいと、そういうことです。

事務局（清水事務局長）

来年度については、まず大もとの価格を、決めていただきたいというのが要望の趣旨かと思しますので、新たに検討する際にはその趣旨をお伝えして検討していただくようにしていきたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

この問題は本当に難しい問題であり、廣川委員さん、また大桃委員さんが言われたとおり、税抜きという言葉自体が果たして表示はどういうものなのか、まだ私自身も見当が付きません。知っている範囲で申し上げますと、やはり今廣川委員さんが言われたように、税抜き価格が正しいのではないかなというのが私も認識しておるわけでございます。今後また新体制に入った中でスタートの検討をして立ち上げていかなければならぬいかなというふうに思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

ほかにご意見ございませんか。

ご発言が無いようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了いたします。

農政対策部会長は、自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第5号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

どうもありがとうございました。

報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

来月は、第3調査部会の当番でございますので、2月23日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

どうもありがとうございました。

なお、来月の総会は28日午前9時半より開会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前11時07分 閉会

会議の・末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（ 3 番）

---

議事録署名委員（ 1 8 番）

---